

商法 **運送・海商関係** 改正
平成31年(2019年)4月1日施行

2019年4月1日から **運送・海商**[※]に関する 商法のルールが新しくなります。

商法制定以来約120年間の
社会経済情勢の変化に対応します。
商法のルールがより分かりやすい
ものになります。

※「海商」とは、海運業などの
海上における商行為をいいます。

法務省民事局参事官室
☎03-3580-4111(代)

改正の内容については
法務省ホームページを
ご覧ください。

[http://www.moj.go.jp/
MINJI/minji07_00219.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00219.html)

